

期日報告書②

令和元年11月14日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合弘之  
外11名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 令和元年11月6日（水曜日）午後2時15分  
東京地方裁判所103号法廷  
第21回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団8名（河合弘之（団長）、海渡雄一、井戸謙一、青木秀樹、只野靖、望月  
賢司、兼平史、大河陽子）  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ  
当方：令和元年10月30日付け準備書面（37）（震源を特定せず策定する地震動  
について）陳述  
甲D135～139号証、甲F108号証の2（原本）提出  
令和元年10月30日付け証拠説明書（34）提出  
令和元年10月30日付け証拠説明書（35）提出  
相手方（被告国）：令和元年11月6日付け第19準備書面 陳述  
乙A93号証～乙A113号証の2 提出

令和元年11月6日付け乙A証拠説明書（15）提出

相手方(被告電源開発)：特になし

4 口頭弁論の内容

原告訴訟代理人只野弁護士が、準備書面（37）にもとづき、震源を特定せず策定する地震動が著しく過少であること、原子力規制委員会において「震源を特定せず策定する地震動」の策定手法の見直しが進められているが、これも不十分なものであり、原告に重大な被害を及ぼす具体的危険性が存在することをプレゼンテーション資料を用いて、補充説明しました。

そして裁判所は、今後の審理方針については、進行協議期日の場で議論したいと述べて、本期日は終了しました。

最後に裁判所は、今後の予定について、「5」のとおり指定して、期日は終了しました。なお、次回期日後に、進行協議期日を行うことが確認されました。

5 今後の期日

日時 令和元年2月20日（木曜日）午後2時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第21回口頭弁論期日

以上